

世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築事業に係る
基本設計等業務委託事業者選定プロポーザル実施要領

令和6年2月

世田谷区

目 次

第 1 実施要領等の位置づけ.....	1
第 2 事業の目的及び内容	2
1 事業の目的等	2
2 事業名称	3
3 事業予定地及び施設概要.....	3
4 事業の対象範囲	3
5 事業スケジュール（予定）	4
第 3 備えるべき参加資格要件.....	5
1 参加者の構成等	5
2 参加資格要件.....	5
3 配置予定技術者の要件	6
4 特記.....	7
第 4 事業者の募集及び参加手続等.....	7
1 事業者募集等のスケジュール	7
2 参加に関する手続.....	7
3 参加に関する留意事項	10
4 担当窓口	11
第 5 提出書類	12
第 6 書類の審査	13
1 審査方法	13
第 7 提案に関する条件.....	14
1 立地条件等.....	14
2 本施設の設計提案に関する条件.....	15
3 想定工事費.....	15
4 業務の再委託又は下請負.....	15

第1 実施要領等の位置づけ

世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築事業に係る基本設計等業務委託事業者選定プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、世田谷区（以下「本区」という。）が世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築事業（以下「本事業」という。）の実施にあたって、公募型プロポーザル方式により基本設計業務を請け負う民間事業者（以下「事業者」という。）を募集し、優先交渉権者を選定するための必要な事項を定めるものである。

また、この実施要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）世田谷区契約事務規則（昭和39年3月31日規則第4号）のほか、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

参加者は、実施要領に合わせて配付する以下の資料（以下「関連書類」という。）の内容を踏まえ、プロポーザルに参加するものとする。

- ・要求水準書：本区が、本事業にあたって事業者に要求する具体的な設計業務水準を示すもの（添付資料を含む）
- ・基本設計業務委託仕様書（案）

第2 事業の目的及び内容

1 事業の目的等

世田谷区立砧小学校は、児童数増への対応とともに、敷地北東側の道路拡幅による通学路や敷地内崖地の安全確保、また砧幼稚園との複合化を図るものとして平成27年度に次期改築校として選定された。なお、敷地の一部は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定されており、改築にあたっては、建築工事のほか擁壁を更新及び改修する必要がある。また、小学校、幼稚園の改築とともに、隣接住宅地に面する擁壁を改修する難易度の高い土木工事を行う。そのため、工期が長期に及ぶことが想定され、学校運営や教育環境、また、周辺の住環境等にも大きな影響が生じる恐れがある。

これを受けて、平成30年度より、改築基本構想の策定に向けて、「砧小学校・砧幼稚園改築基本構想検討委員会」を設置し、平成31年1月から令和元年11月にかけて検討を重ね、令和2年2月に「世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築基本構想報告書」(以下「基本構想」という。)を策定した。

また、令和4年1月には、本敷地が、国立成育医療研究センターの近傍に立地する区立小学校・幼稚園であることから、その地域特性を鑑み、医療的ケア児を幼稚園から小学校、新BOP(学童クラブ)まで一貫して受け入れるモデル校として位置づけることとした。

このような背景を踏まえ、砧小学校・砧幼稚園の改築事業における施工上の課題解決(建築工事と土木工事の連携、居ながら工事の安全確保)や工期短縮を図るために、事業者が設計段階から建築と土木の施工技術を導入し、設計及び建設を一貫して実施する「デザインビルド方式」(以下「DB方式」という。)を適用することにより、効率的かつ効果的な事業実施を目指した。しかし、これまで過去2回にわたる事業者選定プロポーザル(R2年度、R4年度)を実施したが、擁壁に関する考え方の相違や金額の折り合いが付かなかったことから不調となっていた。この結果を受けて、本区では要求水準及び事業者選定方法の見直しを行い、基本設計先行型デザインビルド方式を採用することとした。

本事業はこのような背景及び基本構想を踏まえて基本設計業務を委託するものである。

なお、本事業は施設整備のあり方、事業の進め方についての骨格を示した基本構想を踏まえて整備するものである。

2 事業名称

世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築事業に伴う基本設計等業務委託

3 事業予定地及び施設概要

本事業の事業予定地と施設概要は以下のとおりである。

(1) 事業予定地

事業予定地：東京都世田谷区喜多見6丁目9番1号、11号

敷地面積：14,993.94m²

(2) 施設概要

本事業で対象とする施設は、以下に掲げるものとする(以下、これらを総称して「本施設」という。) なお、詳細は、要求水準書に示す。

世田谷区立砧小学校(以下「小学校」という。)

世田谷区立砧幼稚園(以下「幼稚園」という。)

4 事業の対象範囲

事業者が行う業務範囲は、基本設計委託仕様書(案)6対象業務のとおりである。
設計業務

ア 事前調査業務

イ 基本設計(下記項目を含む)

- ・基本構想見直し

- (児童・保護者・近隣アンケート及び児童ワークショップ開催を含む)

- ・仮設校舎・仮設園舎実施設計業務

- (仮設校舎設置による既存建築物等の改修実施設計を含む)

- ・既存プール解体等整備工事実施設計

ウ 積算業務

エ 電波障害調査業務

オ 本事業に伴う各種申請等の業務

カ PCB調査業務

キ アスベスト調査業務

ク 擁壁調査業務

ケ 説明会等の業務

コ 樹木診断業務

サ 補助金申請用資料作成業務

シ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

敷地測量、地盤調査については別途本区が実施した調査結果を貸与するが、必要に応じて事業者にて追加調査を実施すること。

5 事業スケジュール(予定)

表1 事業スケジュール表

基本設計期間 * 詳細は基本設計委託仕様書案を参照	基本設計業務委託契約締結日から令和7年12月19日 基本構想見直し：令和6年12月 仮設校舎設置工事実施設計：令和7年5月 既存プール解体等整備工事実施設計：令和7年4月
下段以降は別途業務	
既存プール等解体及びプール周辺擁壁更新工事	令和7年8月から令和8年8月
仮設校舎賃貸借 (計画通知等手続き含む)	令和8年1月から令和9年2月 * 令和9年4月から仮設校舎での学校運営開始以降リース期間を経て、令和12年12月解体
DB) 想定実施設計期間 (既存校等解体工事設計含む)	令和8年6月から令和10年1月
DB) 想定建設・工事監理期間	解体) 令和9年4月から着手とする。 (既存幼稚園・既存小学校とも) 建設) 令和10年3月(確認済証交付以降)から 令和13年12月まで 工事監理業務委託は令和14年1月まで

DB) は DB 方式の対象業務を意味する

参考として、DB 方式の業務範囲は下記を想定している。

参考表 事業範囲一覧表 (DB 業務に含まれるものをとする。)

	設計業務	建設業務	工事監理業務	備考
既存小学校・既存幼稚園解体工事				校舎、体育館、園舎
建築工事				
電気設備工事				太陽光発電含む
給排水衛生設備工事				
空気調和設備工事				
擁壁整備工事				解体工事含む (表1事業スケジュール表の項目で実施の擁壁は対象外)
外構工事				校庭整備、道路整備含む

各日程について、受注者提案による設定工期の短縮は可とする。ただし、既存幼稚園及び既存小学校の解体工事は表1事業スケジュールを厳守するものとする。

議決を条件に契約するため、議会日程により期間が変更する可能性がある。

第3 備えるべき参加資格要件

1 参加者

参加者は、以下のとおりとする。

参加者は本区から請け負った業務について、事前に、本区の承諾が得られた場合には、担当業務を第三者に委託し、又は下請負人を使用することができるものとする。

2 参加資格要件

次のア～コに掲げる条件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること。
- イ 「東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)で本区の入札参加資格を有していること。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- エ 本区から世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月23世経理第709号)に基づく入札参加除外措置を現に受けていないこと。
- オ 本区から世田谷区指名停止基準(平成7年3月世経理発第221号)に基づく指名停止措置を現に受けていないこと。
- カ 建設業法(昭和24年法律第100号)又は建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)の規定に従い、監理技術者、主任技術者又は建築士を適正に配置できること。
- キ 参加時及び契約締結日までに、会社法(平成17年法律第86条)第511条の規定による特別清算開始の申立てをなされていない者であること。破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条による破産の申立てをなされていない者であること。
- ク 法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していない者であること。また、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料等の滞納がないこと。

(2) 設計業務を行う者

次のア～ウに掲げる条件を満たすこと。

- ア 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
 - イ 東京電子自治体共同運営サービスの共同運営格付において「建築設計」の順位格付が上位100位以内の建築設計事務所であること。または、「建築工事」の共同格付けAの順位が上位50位以内である一級建築士事務所であること。
 - ウ 平成20年度以降に履行完了したもので、小学校又は中学校の新築又は改築事業(新築又は改築部分の延べ面積が4,000㎡以上のものに限る。)の基本設計及び実施設計業務の実績があること。
- かつ、次のエ、オに掲げる条件のどちらかを満たすこと。
- エ 平成20年度以降に履行完了したもので、高さ5m以上の擁壁の設計業務の実績があること。
 - オ 土木設計格付が300位以内であること。

3 配置予定技術者の要件

(1) 設計主任技術者

- ア 設計主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- イ 平成20年度以降に履行完了したもので、小学校又は中学校の新築又は改築事業(新築又は改築部分の延べ面積が4,000㎡以上のものに限る。)の基本設計及び実施設計業務の実績があること。
- ウ 設計主任技術者は、意匠、構造、設備、土木、それぞれの担当技術者は別に配置すること。

(2) 設計担当技術者

設計業務にかかわる以下の技術者を配置すること。ただしウ～カについては、協力企業からの配置を可とする。

- ア 建築意匠担当技術者(1名)…一級建築士
- イ 建築構造担当技術者(1名)…構造設計一級建築士
- ウ 建築設備担当技術者：電気(1名)…設備設計一級建築士又は建築設備士
- エ 建築設備担当技術者：機械(1名)…設備設計一級建築士又は建築設備士
- オ 土木設計担当技術者(1名)…技術士(総合技術監理部門)、技術士(建設部門)、RCCM又は地盤品質判定士
- カ 積算担当技術者(1名)…建築積算士
- キ 照査技術者(1名)…一級建築士
技術士(総合技術管理部門)及び技術士(建設部門)の選択科目は、「土質及び基礎」、「鋼構造及びコンクリート」、「道路」、「施工計画、施工設備及び

積算」, R C C Mの選択部門は、「道路」,「地質」,「土質及び基礎」,「鋼構造及びコンクリート」,「施工計画、施工設備及び積算」とする。

4 特記

基本設計受託者は、基本設計後に改めて実施するD B方式プロポーザルに参加が可能なものとする。

D B方式プロポーザルへの不参加及び他業者がD B方式の契約者となった際は、本業務の引継ぎ及び基本設計策定後の報告会（以降、基本設計報告会という）への出席業務委託として随意契約を結ぶ予定である。基本設計報告会は学校及び地域住民に向けて平日及び休日の計2回実施を想定しており、その日程は実施設計業務期間である令和8年夏を予定している。委託料については委託期間等を考慮の上、協議とする。

第4 事業者の募集及び参加手続等

1 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュール(予定)は、以下のとおりである。

スケジュール(予定)	内容
令和6年2月26日	関連書類の公表
令和6年3月8日	関連書類に関する第1回質問受付締切
令和6年3月15日	関連書類に関する第1回質問・回答の公表
令和6年3月22日	1次審査書類の提出期限
令和6年3月29日	参加資格審査(一次審査)結果の通知
令和6年4月中旬	現地見学会
令和6年4月19日	関連書類に関する第2回質問受付締切
令和6年4月26日	関連書類に関する第2回質問・回答の公表
令和6年5月17日	2次提案書類の提出期限
令和6年5月下旬	ヒアリング(二次審査)の実施
令和6年5月末	優先交渉権者の決定及び公表
令和6年6月	基本設計業務委託の契約締結

2 参加に関する手続

(1) 関連書類の公表

令和6年2月26日(月)に、関連書類を本区ホームページで公表する。

(砧小学校の改築状況のページに掲載のリンク先よりダウンロード、アドレス：
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujikodomo/005/007/d00161577.html>)

[トップページ](#) [目次から探す](#) [子ども・教育・若者支援](#) [小・中学校](#)

[学校改築状況](#) [砧小学校の改築状況](#)

(2) 関連書類に関する第 1 回質問・回答

関連書類に関する質問を以下のとおり受け付ける。

受付期間：令和 6 年 3 月 1 日(金)～ 3 月 8 日(金) 17 時まで

(1 次審査に関する質問受付期間内に、区から説明する機会を設ける。

詳細は提案募集要領(1 次) 別紙 1 を参照。)

受付方法：メールにて 4 に記載の担当窓口へ送付すること。また、送付後は電話にて受信確認を行うこと。

質問書は提出期間内であれば追加で提出することも可とする。

電話等、口頭による質問は不可とする。

回 答:令和 6 年 3 月 15 日(金)に上記の本区のホームページに掲載する。

(3) 一次審査書類の受付期間及び提出方法

一次審査書類を提出する参加者は、関係する書類を以下の期間に提出すること。やむを得ないと本区が認める事由を除き、受付期間に遅れた場合は、参加できないものとする。

受付期間：令和 6 年 3 月 18 日(月)～令和 6 年 3 月 22 日(金)午後 5 時までとする。

提出方法:参加申込書作成要領に基づいて作成し、4 に記載の担当窓口へ持参。
(郵送不可)

(4) 参加資格審査結果(一次審査) の通知

参加資格の審査結果通知は、令和 6 年 3 月 29 日(金)午後 5 時までに、参加者全員に電子メールにより審査結果を通知する。

(5) 資料の貸出し

要求水準書に記載する貸出資料の貸出しを以下のとおり行う。貸出しを希望する者は、事前に 4 に記載の担当窓口へ連絡すること。

貸出し期間：関連書類の公表の日～令和 6 年 5 月 17 日(金)正午(2 次提案書類書提出時) まで。

貸出し資料：要求水準書を参照

貸出し場所：4 に記載の担当窓口にて貸出し

貸出し方法：CD または DVD にて貸出しを行う

(6) 現地見学会

本事業の予定敷地は高低差があり複雑な条件となっているため、参加資格審査を通過した参加者については、現地見学会にて敷地案内等を行う。開催概要は以下のとおりとし、詳細は一次審査結果の通知と合わせて伝達する。

日 時：令和6年4月中旬

具体的な日時については、一次審査の結果、参加する資格があるとされた者に対して、審査結果の通知と併せて個別に案内を行う。

会 場：世田谷区立砧小学校・砧幼稚園

住 所：東京都世田谷区喜多見6丁目9番1号、11号

参加人数：現地見学会への参加人数は1参加者につき8名までとする。

(7) 関連書類に関する第2回質問・回答

関連書類に関する質問を以下のとおり受け付ける。

受付期間：令和6年4月5日～令和6年4月19日(金)午後5時まで。

受付方法：メールにて4に記載の担当窓口へ送付すること。また、送付後は電話にて受信確認を行うこと。

質問書は提出期間内であれば追加で提出することも可とする。

電話等、口頭による質問は不可とする。

回 答：令和6年4月26日(金)に2(1)の本区ホームページに掲載する。

(8) 2次提案書の受付期間及び提出方法

2次提案書を提出する参加者は、事前連絡の上、関係する書類を以下の期間に提出すること。やむを得ないと本区が認める事由を除き、受付期間に遅れた場合は、参加できないものとする。

受付期間：一次審査結果通知書の受領の日～令和6年5月17日(金)正午までとする。

提出方法：2次提案書作成要領に基づいて作成し、4に記載の担当窓口へ事前連絡の上、持参(郵送不可)。

(9) 2次提案内容のヒアリング(二次審査)日時・場所等

集合日時：令和6年5月下旬の指定する時間

集合場所：本区が指定する場所

- ・ヒアリング説明者は原則として2次提案書に記載した、配置予定の設計主任技術者とし、ヒアリング出席者は(主任技術者、その他任意の技術者)3名以内とする。
- ・ヒアリングは、35分程度(プレゼンテーション：15分以内、質疑応答：20分以内)とする。
- ・ヒアリングの際に追加資料の提出は一切認めない。

- ・ヒアリングはプレゼンテーション及び質問に回答する方式とし、質問への回答は質問されたこと以外の事項に関する説明や参加者からの質問は認めない。
- ・プレゼンテーションにあたっては、提案書の拡大パネル、または提案書の内容を投影するパソコン及びプロジェクター(パワーポイント等)の使用を認める。スクリーン及びプロジェクターについては本区で準備を行うが、パソコン及び接続器具については参加者の持参とする。
- ・指定日時及び会場の詳細については、参加者に電子メールで通知する。

(1 0) 二次審査の結果通知

審査結果については、参加者全員に電子メールにより通知する。

二次審査終了後、優先交渉権者を本区ホームページで公表する。選定結果に対する異議申立ては受け付けない。

3 参加に関する留意事項

(1) 関連書類の承諾

参加者は、参加申込書の提出をもって、関連書類の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

提案書の作成等、参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語・通貨単位及び時刻

提案に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

2次提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認められる時、本区は2次提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、本区による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。

なお、審査後、優先交渉権者以外の提出書類は破棄する。

(7) 区からの提示資料の取扱い

本区が提示する資料は、公募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(8) 無効に関する事項

以下のいずれかに該当する参加申込書及び2次提案書は無効とする。

- ア 参加申込書及び2次提案書が全て揃っていないとき
- イ 参加者の備えるべき参加資格のない者が提出したとき
- ウ 参加者の氏名及び押印のない又は判然としないとき
- エ 事業名に誤りがあるとき
- オ 同一の者が2以上の提案をしたとき
- カ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者が提出したとき
- キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者が提出したとき
- ク その他条件に違反したとき

4 担当窓口

手続きについての本区の担当窓口を以下のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り以下を窓口とする。

住 所：〒154-8504

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 第1庁舎 2階

世田谷区教育政策・生涯学習部 教育環境課 教育環境担当

電 話：03-5432-2661・2665

E-mail：SEA02040@mb.city.setagaya.tokyo.jp

第5 提出書類

応募手続きの各段階で提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、参加申込書作成要領及び2次提案書作成要領を参照のこと。

(1) 参加申込書

参加資格審査に関する提出書類		提出部数
・参加希望届出書	(様式第1号)	正副1部
・提案書提出届	(様式第2号)	1部
・事業者概要	(様式第3-1号)	1部
・業務実績	(様式第3-2号)	1部
・業務実績(擁壁)	(様式第3-3号)	1部
・執行体制	(様式第4号)	1部
・管理技術者及び各主任技術者の業務実績等	(様式第5号)	1部
その他		
・質問用紙	(様式第6号)	適宜

(2) 2次提案書

2次提案審査に関する提出書類		提出部数
・2次提案書提出届	(様式第1号)	正副1部
・業務実施方針	(様式第2号)	5部
・2次提案書	(様式第3号)	5部
その他		
・質問用紙	(様式第4号)	適宜

提出期限後における提出された資料等の内容変更、差替え、再提出は認めないため、提出時の資料については不足、齟齬がないよう、十分確認の上、提出すること。

第6 書類の審査

1 審査方法

行政関係者で構成される審査委員会において審査を行う。審査は、審査要領に従い、一次審査及び二次審査の2段階に分けて実施する。

なお、上記の審査前までに、審査委員と本事業に関して接触を持ちまたは、持とうとした参加者は失格とする。

(1) 優先交渉権者及び次点者の決定

一次審査及び二次審査の結果に基づいて、優先交渉権者及び次点者を決定する。

(2) 優先交渉権者及び次点者の決定通知及び審査結果の公表

優先交渉権者及び次点者の決定後、速やかに参加者全員に対して通知するとともに、選定された優先交渉権者を本区ホームページで公表する。

第7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、以下のとおりである。参加者は、要求水準書に示す内容とともに、これらの条件を踏まえて、2次提案に係る書類を作成するものとする。

1 立地条件等

- (1) 事業予定地：東京都世田谷区喜多見6丁目9番1号、11号
- (2) 敷地面積：14,993.94m²
- (3) 地域地区等：
 - i) 第一種低層住居専用地域(建ぺい率50% 容積率100%)
第一種高度地区(絶対高さ10m)
日影規制4時間2.5時間/1.5m、準防火地域
 - ii) 第一種住居地域(建ぺい率60% 容積率200%)
第二種高度地区(絶対高さ25m)
日影規制4時間2.5時間/4m、準防火地域
- (4) 接続道路：東側道路 幅員約3.75m(法42条1項3号道路)
西側道路 幅員約6.58m(法42条1項1号道路)
北側道路 幅員約4m(法42条1項1号道路)
(地区計画及び条例により幅員6m+歩道2mの確保が必要)
- (5) 電気：要求水準書 貸出資料1による
- (6) ガス：要求水準書 貸出資料1による
- (7) 給水：要求水準書 貸出資料1による
- (8) 排水：要求水準書 貸出資料1による
- (9) 擁壁：
 - i) 敷地東側道路境界は0.2~4.0m程度の擁壁にて接道
 - ii) 敷地西側道路境界は4.8~6.4m程度の擁壁にて接道
 - iii) 敷地北側道路境界は4.0m程度の擁壁にて接道
 - iv) 敷地北側隣地境界は1.8m程度の擁壁にて接する
 - v) 敷地南側隣地境界は2.0~7.0m程度の擁壁にて接する
 - vi) 敷地南側のエリアは土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、また、擁壁が整備されていない現在の幼稚園と小学校との境界部分は土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されている。

2 本施設の設計の提案に関する条件

本施設の設計の提案に関する条件は、「第2 4 事業の対象範囲」で示す内容及び要求水準書に示すとおりとする。参加者は、これらの条件を踏まえたうえで、提案書類を作成すること。

3 想定工事費

本事業の想定工事費は次のとおり。(諸経費、消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ)

想定工事費 : 65.1億円

想定工事費は令和6年2月時点の算出である。

改築工事費 : 54.5億円

解体工事費 : 4.7億円

擁壁整備工事費 : 5.9億円

基本設計業務受託者は上記工事費で収めるように設計を進めるものとする。しかし、想定工事費は令和6年2月時点での算出であるため、今後の賃金水準又は物価水準の変動により想定金額にも変動が必要な際はその根拠を区に示し、対応の検討をしていくものとする。

4 業務の再委託又は下請負

事業者は、事前に本区の承諾を得た場合を除き、協力企業に設計業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本区の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。

本区は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負はすべて事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。